

9

166

彌彦神社考全

品資非

013853-000-1

9-166

彌彦神社考

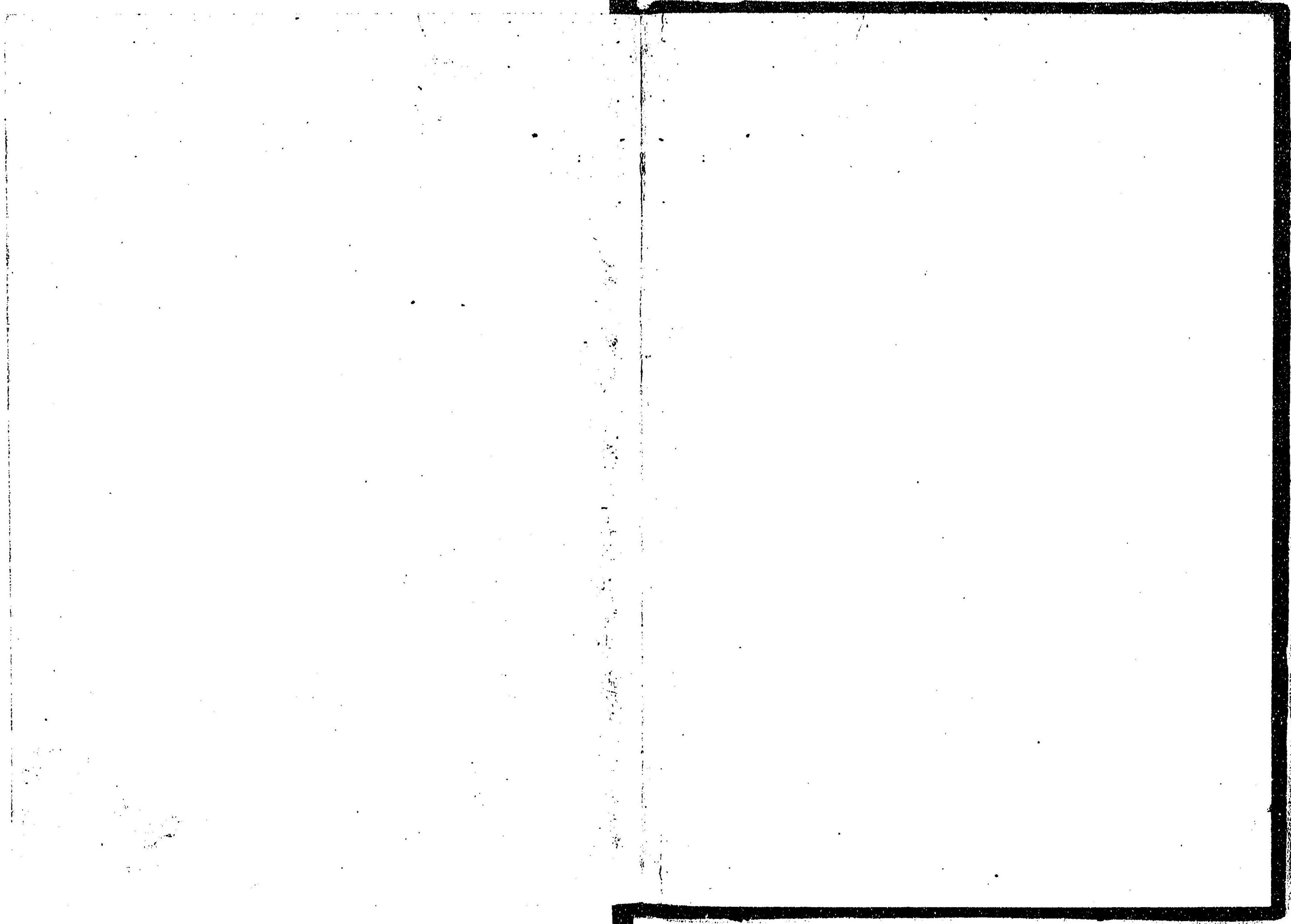
松田 秀次郎 / 著

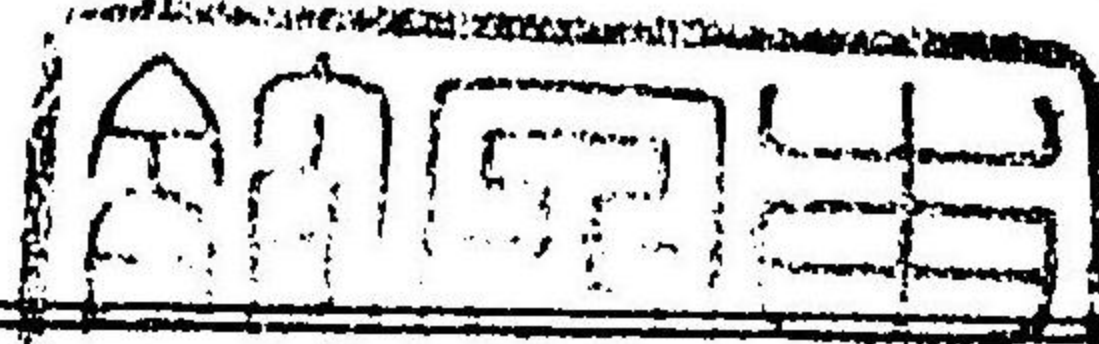
M26

ABB-0068









彌彦神社考

彌彦神社宮司

松田秀次郎

我越後一の宮と稱へ奉る伊夜日子神社は崇神天皇勅して神  
戸を附し神殿を創建し給ひしより二千有餘年國民の崇敬す  
るべからず爰に古へより傳はれる社記あり此社記は編輯に  
拙なく秩序複雑して幾んど前後に迷ふの憾なきにあらす故  
に聊か字面を改めて前後を正し冗長なる處を削りて簡短な  
らしめ之を掲載して予か卑見を附記するものなり

神系

天照皇大神

天押穗耳命

天饒速日命

天香語山命

始め紀伊國に住給ふ時の名を高倉下命と申しき  
紀州新宮神倉ノ神是ナリ  
神武



天皇始めて大和國に討入ませる時熊野の山中にて瘴氣に中り  
 皇軍と共に病煩ひ給ひしをり夢中に武雷大神の教のまに  
 師靈といふ神劍を天皇に献りしかば其劍の徳によりて天皇を  
 始めまつり皇軍の懺忽ち愈へたり天皇叡感淺からす是より深  
 く寵給ひき後ち白檮原の大宮に即位ましし時大前にてアマツ  
 ヒツキハヒタフラニ此爾長クと謳ひ給ひけり此歌今モ尙神樂ト唱ヘ  
テ六月十四日ノ夜童子ニ  
人ニ舞ハシメ神  
職一同歌ヲ奏ス天皇四年越の國を天香語山命に賜て曰く越の國は  
 汝か子孫遠長に治めよと命即ち海に航して米氷の浦に着給ひ  
 所在の凶賊安麻背飯取九馬など討平け國民に耕種網漁製鹽の  
 業を教へ給ふ時の名を手繰彦命といふ後ち彌彦の地を撰定め  
 て宮居し給ひ命及ひ妃熟穗屋姫命薨し給ひしかば彌彦山の高  
 峯に葬まつり峯を神劍峯と名付て國の鎮護となしにけり一説

に命は孝安天皇元年二月二日に薨し給ふと言つたへり  
 謹て按するに社記に越の國を香語山命に賜と言へるは非な  
 るへし上古に越といふは今の越前より出羽の中程まで總て  
 越と稱へしにて今の越後のみを謂にあらす國造本記に崇神  
 天皇の御代素都乃奈美留命を高志深江の國造に定給といふ  
 を見れば高志は越前以北の總稱なるにより高志深江と深江  
 の二字を添て今の古志郡の事なるを別ちしなりけん米水の  
 浦とは彌彦山の西今の裏濱といふ處なり往古は此邊陸地に  
 て海中多少の島嶼ありしが堀河天皇の御宇寛治年間海嘯に  
 て風景絶佳なる眺も忽ち海伯に奪去れて今は山足まで波打  
 寄る浦さびしき有様とは成にけり此時沼垂郡の一部も大潮  
 に破壊せられ僅かに今の沼垂より加治迄の地を残して餘は



皆洋々たる海面とそなりにける蓋し崇神天皇十年始て四道將軍を置き遠夷を平らけしむ此時大彦命を越に遣はすといひ又神名帳考證といへる書に伊夜比古神社の條に今云彌彦今在櫻井村大屋彦神とあるをもて此大神を祭るに非すやなと近世いへる者あるは如何なる心得にや命は天照皇大神の曾孫にてませるが故に物の重なるを彌と稱ふる例多きによれば天照皇大神の孫にあらず曾孫なるを以て曾孫(彦は孫の借字なり)といひしを知へし刈羽郡椎谷なる物部神社は香語山命に隨從玉ひて來ませしを祭れりと其社記にも見えたり實に彌彦山に並立る角田山は則ち香具田山にして大和國なる香語山を香具山とも呼なせるか如く命の御名を記念して言傳へしなり如是いはゞ彌彦も大屋彦命を記念せしものと言んか假に

其記念なりと定めんも如何せん是は後の事にて香語山命の第六嗣なる建諸隅命は崇神天皇に仕へまつりて大臣に成給ひしが此命に勅して香語山命の神殿を造らせ給へりと社記に見るそ正しかるへき大彦命を越に下し給ひしは崇神天皇の御代にして其以前より香語山命をはしめ第六嗣までの祠廟は既に此地に奉祀したるを見れば其是非判然たり始め香語山命は朝霧の立を視そなはして眞霧深朝倉氣の國と曰ひしに依り其語にゆかりてさくらる郷と名付しといへりかく二三の地名を聞すら大神の垂跡は確として抹すへからず爰に六王子の陵墓の所在を示さん

天香語山命

第一嗣



「天五田根命 彌彦村地内武吳山に葬まつる武吳神社と謚す

第二嗣

天忍男命 櫻井郷福井村船山に葬まつる船山神社また船江

神社と謚す

第三嗣

天戸國命 彌彦村地内水戸山に葬まつる艸薙神社と謚す

第四嗣

建筒艸命 櫻井郷比曾村今山に葬まつる今宮神社と謚す

第五嗣

建田背命 彌彦村地内須久留山勝谷に葬まつる勝神社と謚

す

第六嗣

建諸隅命 彌彦神社の左に葬まつる乙子神社と謚す

右六柱の王子は王政維新の後彌彦神社の攝社の格に定まり

給ひぬ

崇神天皇の御時に天社國社神戶神地を定め給ひしをり彌彦神  
社の宮殿を造らしめ神地も數百町賜はりしか後冷泉天皇の天  
喜の比より奥羽の亂賊しはく來りて侵掠を極む吾越の武人  
は神領の地内と雖も柵を置て警衛を嚴にせしより自から其威  
を逞しくし神領は遂に武人の掠奪する所となりけり

謹て按ふに後冷泉天皇天喜四年陸奥國安部頼時亂を作す源  
頼義に勅して之を討しめ同五年頼時誅に伏す同帝康平五年  
安部宗任誅せらる後三條天皇延久三年奥賊亂を起す源頼俊  
討て之を平らく堀河天皇寛治二年奥人武術家術亂を作す同



五年源義家之を滅す同七年出羽に亂賊起る源義綱伐て之を平らく鳥羽天皇永久二年興賊起る朝廷討て之を平らけしむ天喜四年より數へて永久二年に至れば其間五十九年の久しき興賊の興類越後に亂入して人民を苦しましむるを知べし加ふるに土着の豪族自から武士と稱し郷曲を制する者あり此時社領の土地を押領せられしは推て知へきなり  
 天武天皇白鳳五年八月詔に因て祓殿を造り本國々司郡司を始め中戸以上の家に大祓の大麻を配付せり是を彌彦神社の大麻配付の始とす  
 按するに天武天皇白鳳四年八月大風あり十一月地大に震ひ五年五穀みのらす百姓飢乏せり故を以て諸大社に詔して大祓の大麻を毎戸に配り祭らしめて厄を攘ひ豊年を祈らしめ

給ひしなるへし

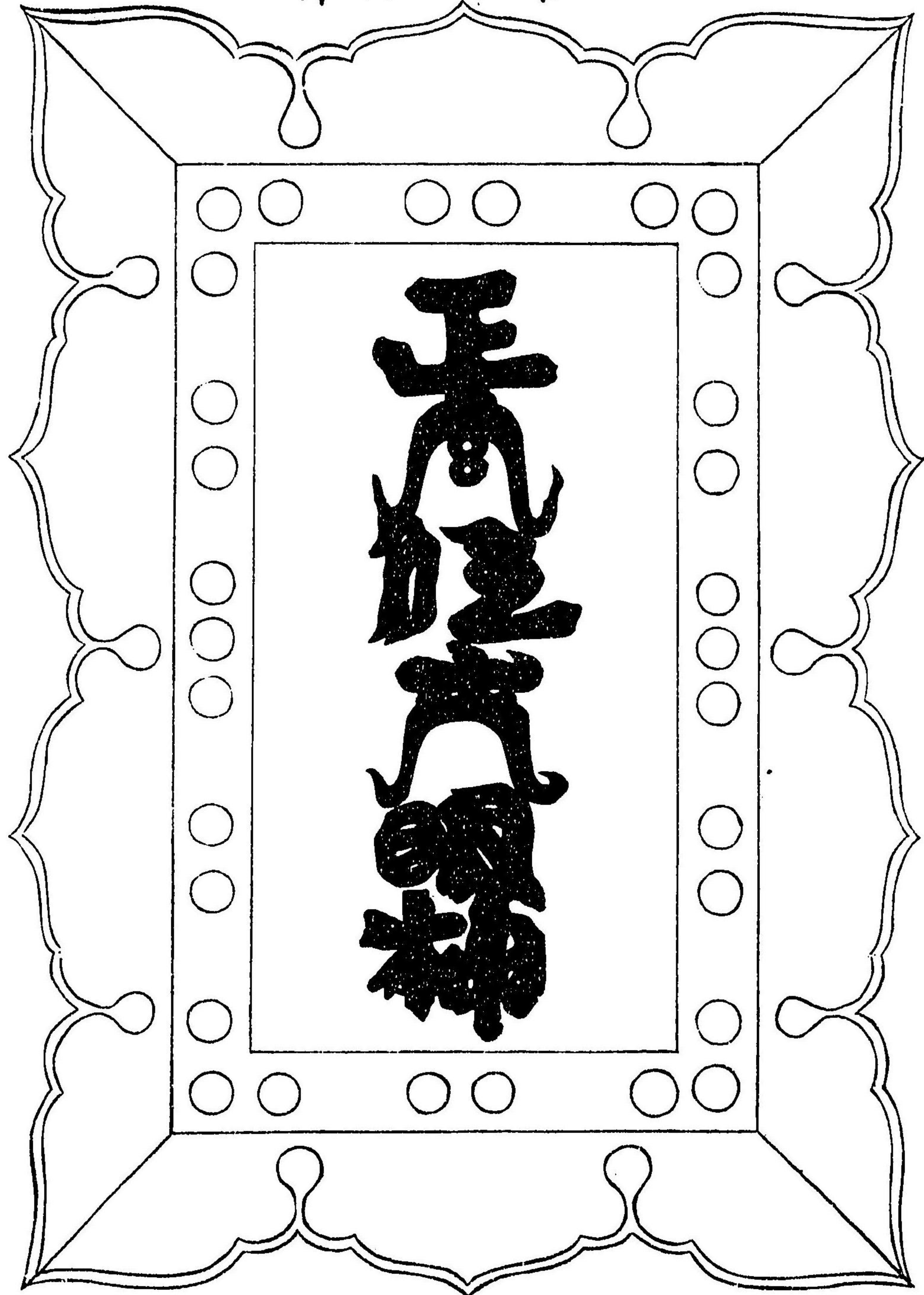
同しき天皇の十年詔りありて大祓の神事を行なひ國中細民に至まで毎戸に大麻を配付す是より年々因襲とばなりにけり  
 按ふに帝の九年六月灰を降すあり八月大風大水あり此異事あるを以て年の凶歉あらんことを憂ひ給ひて此神事を行なはしめ給へるなるへし

淳和天皇天長九年旱疫あり詔に因て大祓の神事を行ひ仁明天皇承和元年天下大に旱せしかば詔を下して雨を祈らしめ給へる時神職等か祝辭に曰く

天皇 我カ 大命 以テ 伊夜彦 乃 大神 乃 宇都 乃 御前 爾 惶 美 惶 美 母 中  
 佐 久 今年 水 無 月 乃 土 佐 幣 裂 照 座 日 爾 美 止 志 乃 種 物 枯 志 奈  
 備 蒼 生 心 裏 布 禮 小 田 爾 卷 溝 樋 徒 成 狀 視 奇 久 靈 岐



後醍醐天皇御納額縮幅  
正宮大位神明



恩頼ミコトノリ 乎ヲ 蒙カ 夫ツ 里リ 枯伏カフス 須ス 御年ミトシ 乃ナリ 穀美津葉コメツツノハ 乃ナリ 緑止キナシ 復カス 其志ミコトノシ 天皇ミコト 我大  
 御代ミトシ 乎ヲ 常磐堅磐トキイワシ 爾ニ 護給ゴト 天下テンカ 乃ナリ 蒼生ソウジヤウ 乎ヲ 惠メ 賜カ 止ス 雨アメ 乎ヲ 奉祈ホウキ

以下略す

清和天皇貞觀三年八月三日從五位上彌彥神社に從四位下を贈り給ひ醍醐天皇延喜の式に名神大社とあり村上天皇天曆元年正一位の勅額を賜ひ後冷泉天皇永承四年神殿を改造し玉へり同帝の天喜の比より前に社領を奪はれて大に衰退を來せり文治五年源頼朝三千貫の地を寄附せられ武運長久の神事を行なひ且神事には武家の裝束を着くへき旨教書を附せられたり後醍醐天皇の御時正宮位大明神の勅額を納め玉へり今大床の上に掲ぐるもの即ち是なり。勅使は惣檢校坂上政盛と云しとそ同帝の元應元年勅して神殿を改め造らせらる其後文龜天文年



問の國亂に本殿末社文庫等兵燹にかゝり多くの什物を焼亡せり上杉謙信に至り其臣長毛小四郎と云者神殿造營の奉行として永録年間より天正三年まで悉く舊觀に復したり

按ずるに文龜天文の間姦雄續起り三綱淪んで五常壞る今其の一斑を擧れば將軍足利義植嘗て敗績して周防の大内義興に依しか文龜元年兵を西國に起す四年四月香西又六其主細川政元を弑す五年大内義興將軍義植を奉し大舉して京師に入り將軍義澄江州に走る四月三好奇雲の兵禁闕の下を亂す七年二月將軍義植親から江東を攻む七月越後の長尾爲景其主上杉房能を弑して越後を領す大永元年六月細川高國兵を率ひ京に入足利義晴を立て將軍とす義植淡路に出奔す七年六月三好海雲京師を侵す天文五年叡山の僧徒京師を焚七年



北條氏康關東の管領兩上杉と戦ひ克つ同年武田晴信其父信  
虎を逐ふ八年三好の黨復た起り將軍義晴これを八瀬の里に  
避く十六年細川晴元兵をひきゐて京師に入十八年三好長慶  
兵を隨がへ京師に入二十年八月陶晴賢其主大内義隆を弑す  
二十一年八月三好義賢其主細川持隆を弑す二十二年三好長  
慶細川晴元と芥川に戦かひ將軍義輝丹波に遁る五月武田晴  
信信濃の守護小笠原長時を殺し信州を屠る天下の擾亂實に  
此の如し其の他猛將奮躍勃起して各々爪牙を磨し虎視眈々  
互に呑嚙を逞しくし年々戦争已時なし吾越は邊陲に在と雖  
も戰國の風習として武人の暴威を振ふまた知へし今や當時  
の事跡は詳かに史の徴すへきもの無と雖も幾多の城主館持  
相轢り相闘くの動亂ありしこと知るへし惟に彌彦神社の如

きも暴人のために回祿の災はひを免かれざるは疑を容れさ  
るなり

上杉景勝會津へ移封の後國內騷亂し神封の土地再たひ暴人に  
奮はれ大小の祭典舉行するに由なく社家の困難一方ならず成  
にけり之に依て春日山の城代堀秀治へ訴願せしかは古志郡和  
田村に於て高百石を宛行はる僅々なる草高百石のことなれば  
元と神職の者七十五戸在しも此時僅かに社人廿四戸使部一戸  
大工一戸掃部一戸のみそ残りける

按ふに神封の地再たひ武人の手に奪はれ堀氏に訴願せしと  
云事は全く堀氏に奪はれ僅かに百石を残されたるにあらず  
や是を魚沼郡藪川村なる魚沼神社傳記に徴するに曰く  
文祿四年上杉氏國替と成堀左衛門督秀治高田在城の節大



に社領を減せらる其状に

被出置知行之事

石米高合五百七石五斗七升貳合八勺ハ

土川村  
吉谷村  
藏村

此内

四百二石八升ハ

御神領

此内半納毎年急度御藏入可有之者也

七十石ハ

御藏入

此石毎年急度御藏入可有之者也

殘而

三拾五石四斗九升二合八勺

御用捨ニ候

右之地所慥ニ相渡申但山野竹林川並ニ蠟漆桑楮芋萬小物成以下ハ別テ御料所ニ罷成候然ハ後百姓中へ非分被申懸

百姓中一人モ致逐電家數等モ於爲不足ハ知行所急度可被召上旨被仰出候御判形之儀者重テ可被遣者也仍如件

慶長二丁酉年極月十三日

河村彦左衛門判  
山田喜右衛門判  
窪田源右衛門判

上彌彦神主

藏田與三殿

參

同三年猶又知行減せらる其状に

上彌彦爲神領高拾石相附申候以來マテ無相違可有知行候者也

慶長三年九月廿六日

堀監物

上彌彦神主

直正花押

藏田與三殿

是に由て之を觀れば當地の彌彦神地も削減せられしや疑を



容さる所なり堀氏の暴なる斯の如し宜なり神人俱に怒り堀氏の家久しからずして斷絶せり思はさるへけんや  
 慶長十六年越後守忠輝タカヒの時幕府の臣大久保石見守巡檢使として來越の節二千年以來の勅願所衰微に及ひ神社荒涼終には大小の祭典廢絶せん事を歎き上杉家の臣山崎家小國家須田家より神田寄附の文書等をも一覽に供せかしは越後少將忠輝君より紹介あり幸に徳川家康公より彌彦村草高五百石の地を寄附せらる其高内三百石は神社祭奠資修繕資に宛て二百石は神職各家に祭る氏神の祭資を兼家祿として石高を配當し宮司は地頭を兼ね土地人民を管轄し彌彦驛傳馬の役を勤めたり  
 按ふに家康の敬神此の如し是則ち十四五代の盛を致す所以なり

據天孫本紀所作尾張氏系圖略掲

栗田寛所作

參考姓氏錄國造本紀者並朱書焉  
 但世數雖明而父兄不詳者雙系別之

(朱書) 姓氏錄 蛭王部首條云 天明孫天五百原命據此  
 天五百原命 當是五百原之誤

天火明命

天村雲命 亦名五百原命

天香語山命 天降名手栗彦命 亦云高倉下命

天忍人命

天忍男命

忍日女命

瀛津世襲命 亦名葛木彦命 尾張連等祖

此命池心朝御世爲大連供奉

姓氏錄大炊刑部造條云

天戶目命 四世孫阿麻止彌命

天忍男命 大蛭壬生連等祖

大倉岐命 丹波直丹波國造等祖



建額赤命

(采世) 七世孫

御殿宿禰

(采世)

色鳴宿禰

丹比新家連丹比宿禰須加布等祖

世襲足姬命

亦名日置姬命腋上池心御宇觀松彦香殖稻天皇立為皇后

建筒草命 多治連津守連若倭部連葛木厨直祖

建斗米命

妙斗米命 六人部連等祖

建田背命

神服連海部直丹波國造但馬國造等祖

建宇那比命

建多乎利命 笛吹連若犬養連等祖

建彌阿久良命 高屋大分國造等祖

建麻利尼命

(采世) 姓氏錄石作連條云大世孫建真利根命石作連桑內連山邊縣主等祖

建手和邇命 身人部連等祖

宇那比姬命

建諸隅命

腋上池心朝御世為大臣供奉

大海姬命

亦名葛木高名姬命瑞籬朝御世立為皇妃

倭得玉彦命

亦云市大稻日命

弟彦命

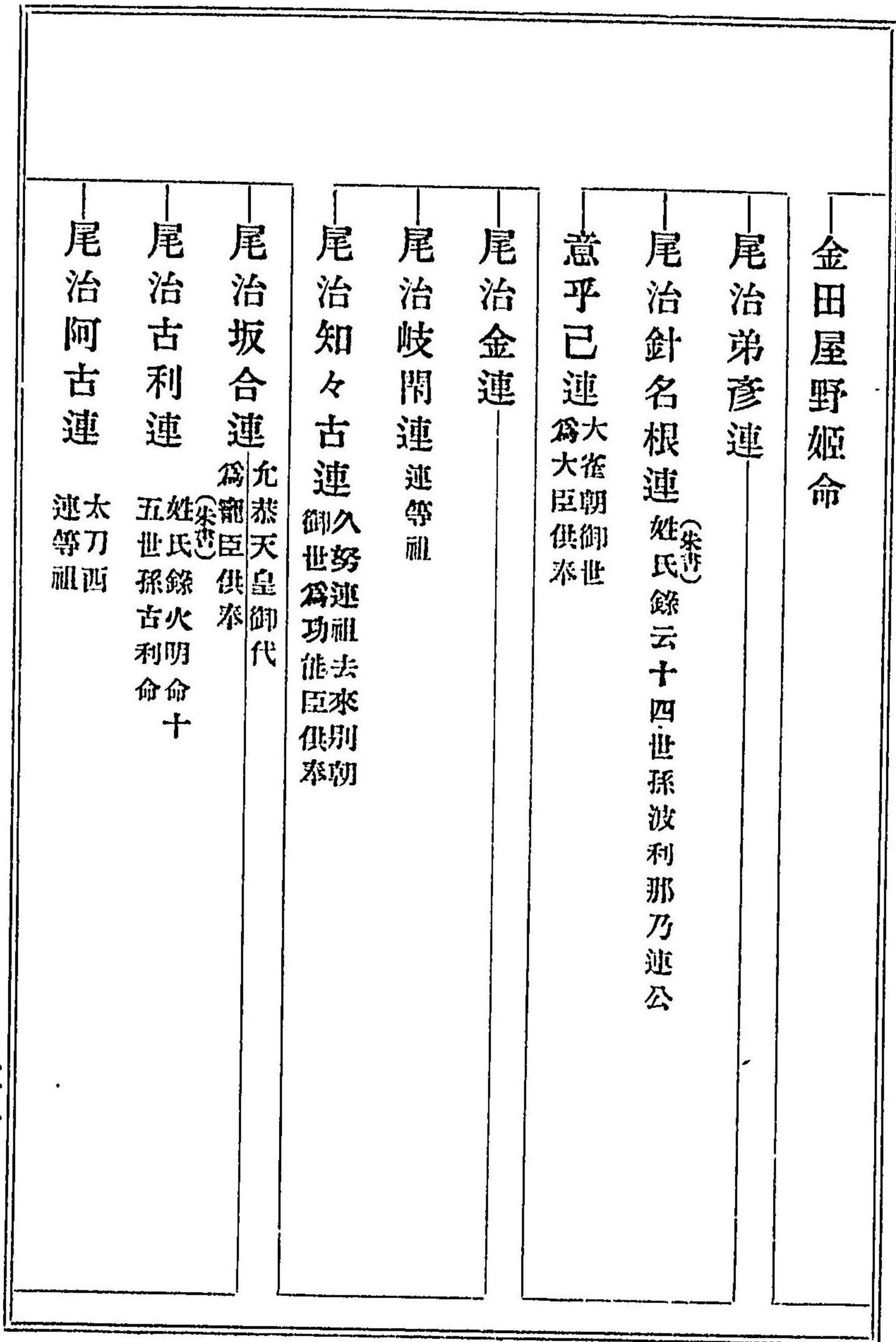
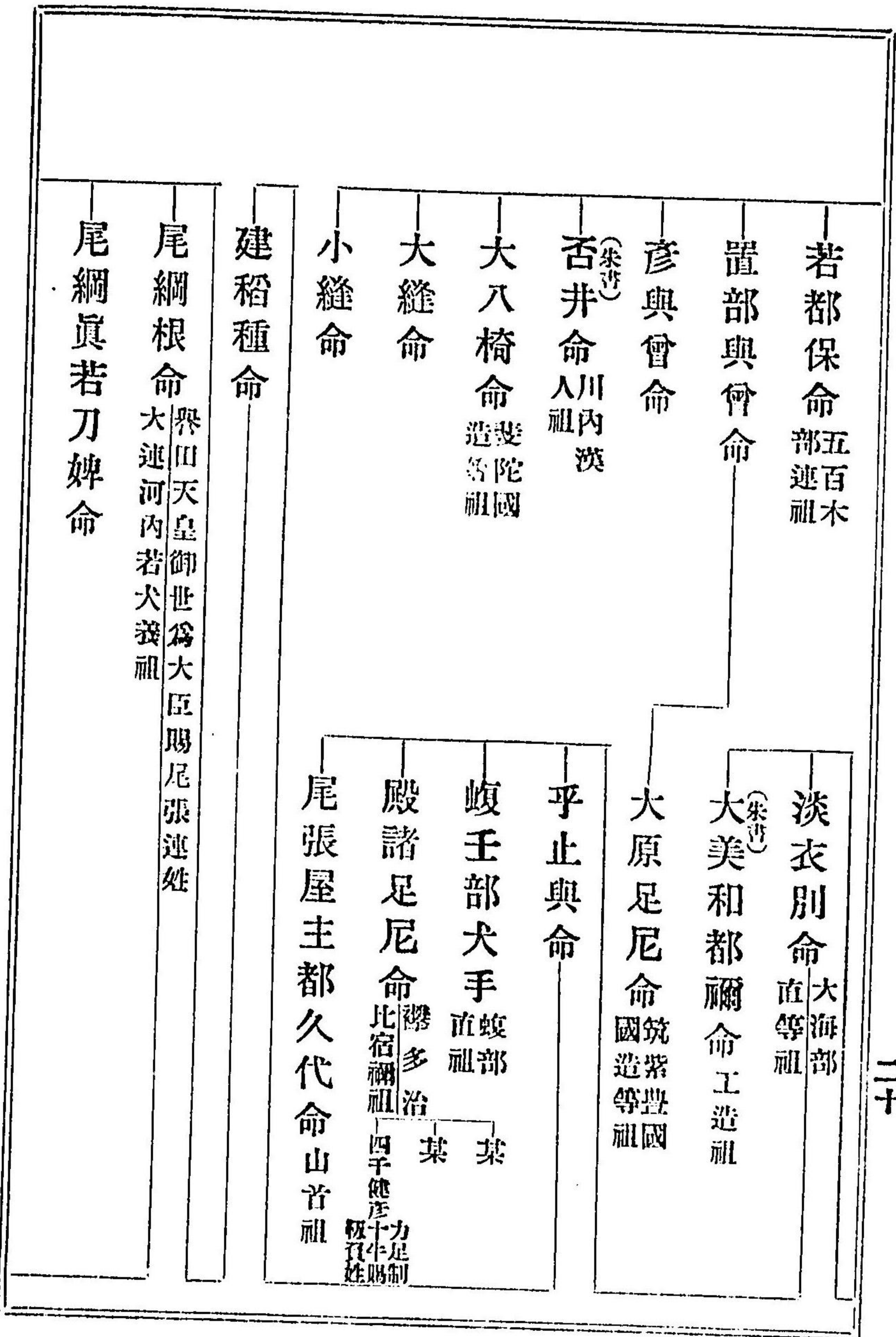
日女命

玉勝山代根古命

山代主水雀部連輕部造蘇宜部造首等祖

(采世) 八世孫 八世孫 大御日足尼 津守連等 弟 彦命之兄或 祖蓋倭得玉 坂合部宿禰 連倍足







尾治中天連

尾治多多村連

尾治弟鹿連 日村尾治連等祖

尾治多與志連 大海部直等祖

尾治乙訓與止連

尾治栗原連

尾治間古連

尾治枚夫連 紀伊尾治連等祖

尾治佐迷連

(采書) 尾治兄日女連

(采書) 吳足尼 榎室連祖

屋主足尼 刑部首祖

謹て按ふに彌彦大神の裔ミヤヒコの盛大なる何そ某々祖となり給へる者の多き天孫中たらひ少なき勳功を立給ひしにより

また類少なき裔の盛なるを致せしや昭として見るへし本書の内天忍人命アメノオシヒトまた天忍男命アメノオシヒコ 同名の命ニ註を掲ぐ 乎止與命ウツシヨミあり彌彦神社記には天忍男は天忍人の別名とし乎止與を手占代に作る神社記の方正しきものと思はる



明治二十六年十月十八日印刷  
全年月二十一日發行

(非賣品)

新瀨縣越後國南蒲原郡本城村字  
四日町五十九番戶

發行者 松田秀次郎

東京市牛込區市ヶ谷加賀町  
一丁目廿三番地

印刷者 根岸高光

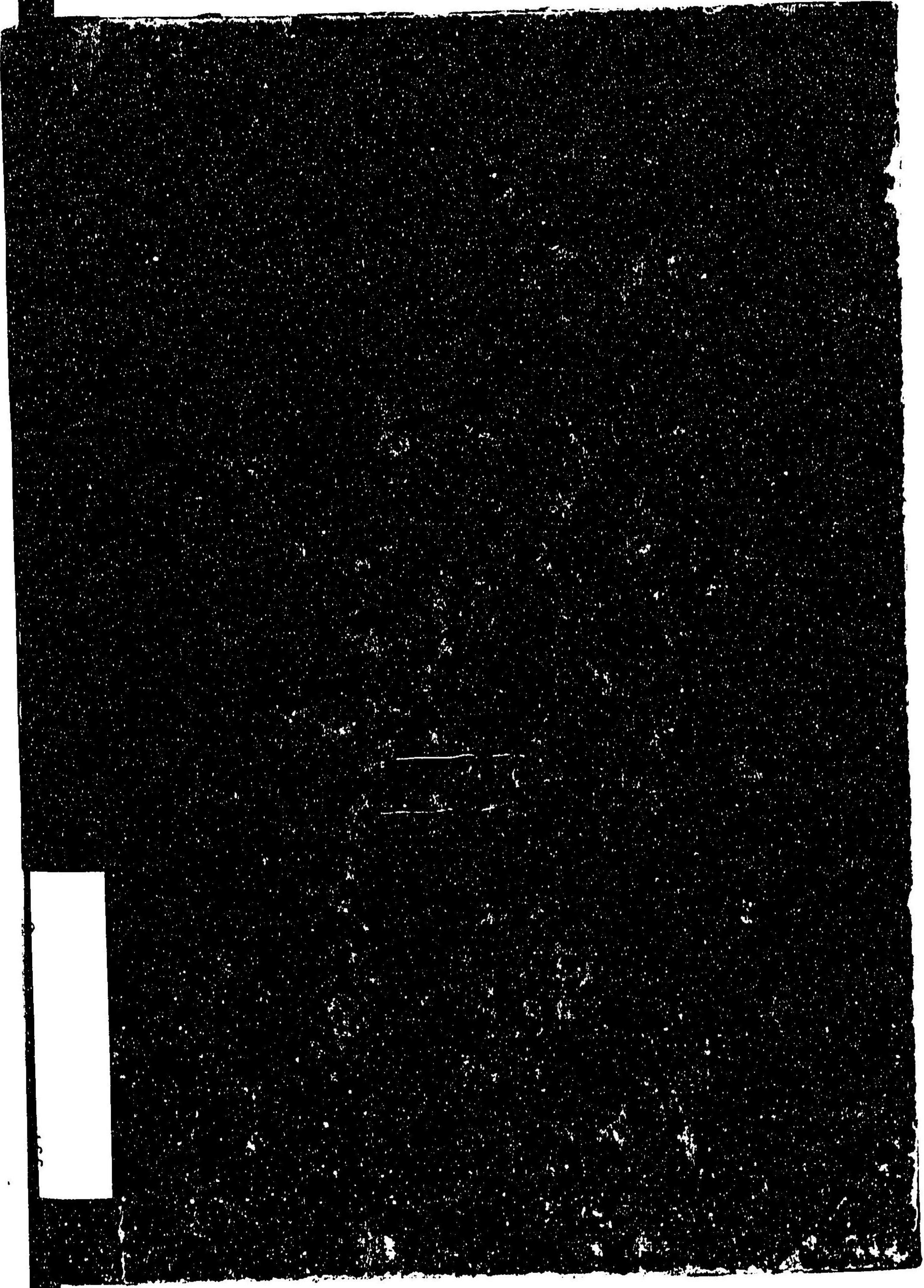
東京市牛込區市ヶ谷加賀町  
一丁目十二番地(電話十九番)

印刷所 秀英舍工場



9
166





33